



平成25年（ワ）第9521号，第12947号

平成26年（ワ）第2109号 平成28年（ワ）第2098号，第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1-1 外

被告 国 外1名

2025年〔令和7年〕7月31日

## 準備書面 95

—各地判決（主として高裁判決）の分析と評価—

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



---

## 目 次

---

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| 第1 はじめに                                                | 4  |
| 1 本書面提出の意義                                             | 4  |
| 2 本書面のポイント                                             | 4  |
| 第2 各地の判決において共通している判断                                   | 5  |
| 1 避難指示区域外からの避難であっても避難の合理性が認められ、避難に伴う賠償が認められること         | 5  |
| 2 当該（避難区域外）地域の避難者の数は合理性を判断するうえで重要ではないこと                | 6  |
| 第3 避難の合理性の判断枠組み                                        | 7  |
| 第4 放射線被ばくに関する法（社会）規範の存在についての判断、具体的な当てはめ段階における法規範の軽視    | 8  |
| 1 規範的判断と科学的知見（の関係）についての考え方                             | 8  |
| 2 法規範（の存在）についての判断                                      | 9  |
| (1) 仙台高裁判決（2020年9月30日、甲A36）                            | 9  |
| (2) 東京高裁判決（2021年1月21日、甲A37）                            | 11 |
| (3) 高松高裁判決（2021年9月29日、甲A44）                            | 12 |
| 3 具体的な当てはめ段階における判断                                     | 12 |
| 第5 具体的な当てはめ段階における LNT モデルの考え方、ICRP 勧告や公衆被ばく線量限度についての誤解 | 14 |
| 第6 科学的知見の過剰評価                                          | 17 |
| 1 名古屋高裁判決（2023年11月22日、甲A49）                            | 17 |
| 2 神戸地裁判決（2024年3月21日、甲A47）                              | 18 |
| 3 福岡地裁判決（2020年6月24日、甲A50）                              | 19 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第7 原発事故発生直後の避難の合理性             | 21 |
| 1 仙台高裁判決（2021年1月26日、甲A51）      | 21 |
| 2 東京高裁判決（2023年12月26日、甲A52）     | 22 |
| 第8 一定期間後の避難及び避難継続の合理性・終期に関する判断 | 22 |
| 1 提供された情報について                  | 22 |
| 2 一定期間後の避難及び避難継続の合理性について       | 24 |
| (1) 東京高裁判決（2023年12月26日、甲A52）   | 24 |
| (2) 名古屋高裁判決（2023年11月22日、甲A49）  | 26 |
| (3) 仙台高裁判決（2020年9月30日、甲A36）    | 28 |
| (4) 大阪高裁判決（2024年12月18日）        | 30 |
| 第9 まとめ                         | 31 |

## 第1 はじめに

### 1 本書面提出の意義

本書面では、主要な原発避難者訴訟における判決を概観し、避難の合理性を認める判断基準（総論）としてどのようなものを前提としているのか、そのうえでどの程度放射線被ばくについての法（社会）規範や科学的知見が考慮されているのか、また、科学的知見に関連して LNT モデルの考え方や公衆被ばく線量限度の評価が正しくなされているかについて検討し、その誤りを正すとともに、本訴訟において、避難が「社会通念上相当と言えるか」についての判断が正当になされることを求めるものである。

### 2 本書面のポイント

「避難の合理性を認める判断基準」として、ほぼすべての判決が、「平均的・一般的な人を基準として」「一般人の感覚に照らして」「社会通念上相当といえるか」が基準となる旨述べている。

しかし、そうであるにも拘らず、多くの判決は、具体的な当てはめの場面においては、社会通念を決定づける法（社会）規範の存在を無視している。

そして、「公衆被ばく線量限度年間 1 ミリシーベルトは……平時の管理基準として設けられているものにすぎず、それら自体が健康への影響を与えるか否かの基準として定められたものではない。」「ICRP も LNT モデルを採用しつつ年間 1 ミリシーベルトの放射線被ばくについて、健康に影響があるという生物学的、疫学的知見はなお実証されたものではないと考えているものといえ」「低線量被ばくによって健康影響が生じると科学的に実証されていない」、だから、年間 1 ミリシーベルト以上の地域からの避難に常に合理性があるとは言えない、と結論付けている（「 」内の引用部分は、以下で引用判例を指摘する）。

しかし、このような判断（過程）は、避難の合理性、相当性は「平均的・一般的な人を基準として」「一般人の感覚に照らして」「社会通念上相当といえる

か」という観点から判断しなければならない、つまり社会的、規範的判断でなければならないと述べ、しかも、原発事故当時既に年間１ミリシーベルトに至る放射線被ばくが許容されていなかったという事実が存するにも拘らず、その事実や規範を無視し、「健康被害が科学的に実証されていない」から、避難の合理性を認めないとするものであり、自らの立てた判断基準と明白に矛盾する結論を述べるものであって、著しく不当である。以下、具体的に述べる。

## 第２ 各地の判決において共通している判断

もはや争いのない部分ではあるが、念の為、以下の２点について、簡単に触れておく。これらの判断は既に確立された判断である。

### １ 避難指示区域外からの避難であっても避難の合理性が認められ、避難に伴う賠償が認められること

この点は、もはや当然の前提である。

前橋地裁判決を原判決とする東京高裁判決（２０２１年１月２１日、甲Ａ３７）は、区域外からの避難の合理性について、以下のように判断している。

**放射線被ばくが身体に与える影響について完全に解明されているわけではない中で、放射線被ばくへの不安や恐怖には個人差があることは否定できず、緊急事態下でやむを得なかったとしても、一審被告国の避難指示の対象区域も徐々に拡大したことに照らすと、上記報道等による情報提供の事実があったことを理由に自主的避難等対象区域の住民の避難について本件事故と相当因果関係がないとまでいうことはできない(263 頁)。**

また、神戸地裁判決（２０２４年３月２１日、甲Ａ４７）は、避難「指示」の有無が避難の合理性の判断基準に関連するののかについて、以下のように述べている。

**もっとも、政府による避難指示を行う区域等の設定は、飽くまでも住民の意思**

にかかわらず避難を強制・要請すべき範囲を定めるものであって、住民が放射線被ばくを避けるため自ら避難しなければならないと判断したことの相当性の有無が、区域等の設定の基準と連動するとは解し難い(186 頁)。

更にさいたま地裁判決（2022年4月20日、甲A41）は、被告東京電力が「20mSvを超えない地域からの避難は相当性がない」と主張したことに対して、以下の通り判断した。

区域の設定は、あくまでも住民の意思にかかわらず避難を強制・要請すべき範囲の区分であって、自ら避難しなければならないと判断したことの相当性の有無が、区域等の設定の基準と連動するとは解し難い。そして、ICRPは、低線量被ばくによる確率的影響の可能性を認めてLNTモデルを採用して現存被ばく状況の予測線量の参考レベルを年間実効線量1～20mSvの範囲とし、ICRP111において「長期の事故後の状況における最適化プレセスを拘束するために用いられる代表的な値」は年間積算線量1mSvとしている(甲B408・17頁)ことに照らすと、年間積算線量20mSvを超えない限り健康影響が生じないことを確かとする知見があるとは認められない。

したがって、年間積算線量が20mSvを下回る場合は一律に避難の相当性が認められないという被告東電の主張は採用できない。(142頁)。

2 当該（避難区域外）地域の避難者の数は合理性を判断するうえで重要ではないこと

この点も、もはや当然の前提である。

前橋地裁判決を原判決とする東京高裁判決（2021年1月21日、甲A37）は、当該地域における避難者の数が、避難の合理性を判断する際の考慮要素になるのかどうかについて、以下の通り判断している。

自主的避難等対象区域の住民の多くは避難をしなかったということはできるもの

の、住民はそれぞれが抱える事情の制約に照らして避難の有無を決めているのであり、また、放射線被ばくへの不安や恐怖には個人差があることは否定できないから、避難した住民について、上記のように放射線量、避難の時期、避難者又は家族の属性等を総合的に考慮して避難の合理性が認められるのであれば、当該地域からの避難者が少ないからといって避難と本件事故との相当因果関係が否定されることにはならない(262 頁)

### 第3 避難の合理性の判断枠組み

避難の合理性を認める判断基準について、多くの判決が、「平均的・一般人を基準として」「一般人の感覚に照らして」「社会通念上相当といえるか」が基準となる旨述べている。

例えば、前橋地裁判決を原判決とする東京高裁判決（2021年1月21日、甲A37）は、避難の合理性を認める判断基準として、以下の通り述べている。

避難指示等によらないで生活の本拠から退去した者についても、一般人の感覚に照らして、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には同様(257 頁)。

相当因果関係の有無を判断するにあたっては、一審原告らの従前の居住地における放射線量が被ばくへの不安や恐怖を感じる程度のものであるか否かが検討されなければならない(257 頁)。

年間20mSv を超えない地域に居住していた避難者が抱いた放射線被ばくへの不安や恐怖が単なる漠然とした主観的な不安や恐怖であって、何ら客観的根拠に基づかないものであるとして、一律に避難の合理性を否定し、本件事故と避難との間に相当因果関係がないとすることは相当ではなく、当該避難者が居住していた地

域における放射線量の状況、本件原発からの距離、避難の時期、避難者又は家族の属性(放射線に対して感受性が高いとされている年少者や妊婦であるか否か)等を総合的に考慮し、避難の選択が一般人の感覚に照らして合理的であると評価できる場合には、避難の合理性が認められ…る(260 頁)。

5           また、京都地裁判決を原判決とする大阪高裁判決（2024年12月18日、甲A48）は、相当因果関係判断の枠組みについて、以下のように述べている。

一審原告らの主観のみによるべきではなく、一審原告らの意図や移動の目的、移動した時期、滞在期間の長短、移動先の場所、滞在態様及び移動後の経過等の事情を考慮し、客観的かつ総合的に判断すべきである(44 頁)。

10           更に、神戸地裁判決（2024年3月21日、甲A47）は、以下の通り判断している。

原告ごとに、当該原告が置かれた具体的・客観的な状況及び個別的な事情を踏まえ、当該避難をすることが、本件事故による放射線被ばくの影響を避けるためのものであって、一般人から見てもやむを得ないものであり、社会通念上相当といえる場合には、本件事故と原告らの避難との間には相当因果関係があると認めるのが相当である(184 頁)。

15

第4 放射線被ばくに関する法（社会）規範の存在についての判断、具体的な当てはめ段階における法規範の軽視

20           1 規範的判断と科学的知見（の関係）についての考え方

福島地裁判決を原判決とする仙台高裁判決（2020年9月30日、甲A36）は、判断の前提事実として、原賠審第14回の議論で示された発言を次の通り認定している。

自主的避難者の議論では、科学的な放射線の危険性というものが議論の基礎

にあるので、どうしても科学的な基準を議論してしまいがちだが、原賠審で議論すべきなのは、科学的に安全かどうかの基準そのものではなく、安全に関する基準がどこにあるかということを念頭に置きながら、住民が危険性を感じて避難することに合理性があるかどうかということであって、この点は注意して議論する必要がある(279 頁)。

5 仙台高裁判決が、上記部分を敢えて取り出し、前提事実として認定していることは極めて重要である。

すなわち、区域外からの避難の合理性を判断するにあたっては、科学的知見の到達点ではなく、それ（の限界も含んだ知見状況）を踏まえて我が国において定められている規範、法律等が重要だということである。

10 したがって、いわゆる「予防原則」の観点（安全性の観点）から定められた法規範が既に（原発事故時点で）存在しているのなら、その法規範は、避難の合理性を判断するにあたって極めて重要な事実として位置づけられなければならない。

## 15 2 法規範（の存在）についての判断

### (1) 仙台高裁判決（2020年9月30日、甲A36）

福島地裁判決を原判決とする仙台高裁判決（2020年9月30日）は、以下のように判断した。

20 本件事故当時、公衆被曝限度を直接定める法令は存在しなかったが、上記のとおり、周辺監視区域外の線量が1mSv/y 以下となるような放射線源を管理することが求められていたことからすると、実質的には、1990年勧告の定めるとおり、1 mSv/y を超える公衆の被曝は許容されていなかったものといえる(309 頁)。

25 仙台高裁判決が、原発事故発生時、我が国においては「1 mSv/y を超える公衆

の被曝は許容されていなかった」と認定したことは極めて正当であり、かつ、重要である。すなわち、原発事故発生時の「法規範」は、1 mSv/y を超える公衆の被ばくは許容しない、というものだったのである。

ところが、仙台高裁判決は上記のように判断しながら、年間 1 mSv/y を超える被ばくが予測される地域からの避難について、1 mSv/y を超えるという事実だけでは避難の合理性が認められないとしている。

仙台高裁判決が、「1 mSv/y を超える公衆の被曝は許容しない」という法規範の存在を認めながら、何故、避難の合理性・相当性の有無を判断する場面において、この事実を黙殺しているのか、およそ論理的ではなく、説明がつかない。

ちなみに、仙台高裁判決は、別の場所では、以下のように認定している。

**平成23年4月時点においても、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、郡山市といった地域において、20mSv/y 相当値は下回るものの10mSv/y 相当値を超える空間線量が計測されていたことなどからすると、本件事故発生当初の時期(平成23年3～4月)における自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、一律に当該地域からの避難や屋内退避を必要とするほどのものではなかったとしても、旧緊急時避難準備区域(前記6)、旧特定避難勧奨地点(前記7)といった必ずしも避難が強制されるものでない区域の旧居住者の抱いた不安と本質的に異なるものではなく、避難の必要性や可能性を検討し、自主的に避難する状況に追い込まれていたというべき(465 頁)。**

仙台高裁判決の上記判断は、原発事故発生当初である2011年の3月から4月の時点で避難することには合理性がある旨を論証するものであるが、なぜか「20mSv/y 相当値は下回るものの10mSv/y 相当値を超える空間線量が計測

されていたことなどからすると」と述べて、1 mSv/y が許容されないという法規範を10倍緩和した「基準」を持ち出している。

また、仙台高裁は、避難の合理性について、宮城県に関しては、丸森町を除いて5 mSv/y を相当程度下回っているので、合理性がないとも述べており（丸森町については認めている）、1 mSv/y が許容されないという法規範が存在していたと自ら認定しながら、その判断と矛盾した判断を行っている。

(2) 東京高裁判決（2021年1月21日、甲A37）

前橋地裁判決を原判決とする東京高裁判決（2021年1月21日）は、前提事実として原賠審第16回の議論で示された発言を次の通り認定している。

平成23年11月10日開催の原賠審第16回において、原賠審の委員である大塚直が、「既にあるもので、放射線管理区域という、例えば5mSv というのがあるわけですけども」、「放射線管理区域という職業ばく露のものですから、5mSv というのが既に決まっていたことを考えると、20mSv 以下だったら自主的に避難することが合理的でないということにはならないと思う」と発言したところ、原賠審の委員である田中俊一から、5mSv の放射線管理区域の問題と同様の考え方を取ると、被ばく線量の基準がわからなくなって混乱する、原賠において被ばく線量の基準まで決めることは、少し行き過ぎている旨の発言があり（甲 A37・250 頁）

上記審議における大塚委員の発言趣旨が明瞭である一方、田中委員の発言は意味不明である。大塚委員の指摘は、既に放射線量に関する法規範があり、その点が重視されるべきだと述べるもので、正鵠を得ている。避難の合理性は、科学的知見の内容や統計的有意をもって立証された事実から判断されるのでは

なく、それらも踏まえて定められた法的、社会的規範をもって判断されるべきである。そうであれば、少なくとも年間 mSv を超える地域においては、避難指示が出されないとしても、同地からの避難には合理性が認められるべきである。大塚委員の発言は、まさにその点を指摘したものである。

5

(3) 高松高裁判決（2021年9月29日、甲A44）

松山地裁判決を原判決とする高松高裁判決（2021年9月29日）は、483頁より「3 我が国における放射線防護に関する規制状況等について」との項目を設けて詳しく認定している。

10

**ア炉規法関係…周辺監視区域について居住禁止等の措置を講じているが(8条3号)、同区域については実効線量年1mSV を超えないものと定めている。…(クリアランスレベルについても記載)(484 頁)**

しかし、高松高裁は、かように認定しながら、当該避難が社会通念上相当といえる場合に該当するのかどうかを判断するにあたって、上記事実には全く触れていない。

15

3 具体的な当てはめ段階における判断

神戸地裁判決（2024年3月21日、甲A47）は、原発事故発生時点において、公衆被ばく線量限度として年間1mSv という基準が設けられていたこと、他方、事故時には、年間20mSv を基準に避難の指示を出したこと、被告東京電力が、公衆被ばく線量限度は事故時には「適用されない」と主張していることに関連して、以下のように判断した。

20

**我が国の法令上は、公衆被ばく線量限度として実効線量年間1mSv の基準が取り入れられている中で、緊急時の被ばく線量の限度を年間20mSv とする基準の採用又は定着前に、住民が自主的に避難した場合においては、事後に政策的**

25

に採用され定着した緊急時の上記基準をもって、住民が健康への不安等を基にした時点での避難の相当性を判断するのも相当ではないというべきである(186頁)。

神戸地裁判決が、「我が国の法令上は、公衆被ばく線量限度として実効線量年間 1 mSv の基準が取り入れられている」ことを明確に認定した点は評価出来る。

しかし、そうであるなら、「年間 1 mSv の基準が存在している」という事実こそが重要であり、避難の合理性・相当性を判断するうえで、その事実自体が重視されるべきである。

ところが、神戸地裁判決は、「緊急時の被ばく線量の限度を年間 2 0 mSv とする基準の採用又は定着前に、住民が自主的に避難した場合においては」「事後に政策的に採用され定着した緊急時の上記基準をもって、住民が健康への不安等を基にした時点での避難の相当性を判断するのも相当ではないというべきである」と述べており、その論理は不明瞭である。

おそらく、神戸地裁判決の論理は、「緊急時の被ばく線量の限度を年間 2 0 mSv とする基準の採用又は定着前」であれば避難の合理性が認められるが、他方、基準が採用され定着した後は、避難（継続）の合理性は認められないと判断するものと理解出来る。

しかし、なぜ、公衆の被ばく線量限度が 1 mSv とされていたのに、それを後に変更した場合に、その変更後の基準で避難の合理性が判断されるのかについての説明は一切なされていない。

この点、仮に神戸地裁判決が、事故が起きれば、計画的被ばく状況時を念頭に置いた公衆被ばく線量限度は、事故などが起きた緊急時には「適用されない」から、基準が変わったことを当該地域の住民も受忍しなければならないと考えているのであれば、それは「適用されない」という言葉の意味を明らかに誤解したものである。なぜなら、「適用されない」とは、放射能を放出している電力会社や

同会社を監督する国に向けられたものであり、公衆被ばく線量限度が年間 1 mSv だと言っても、それを遵守出来ない程度の放射線量が各地で降り注いでいる緊急時であるから、公衆被ばく線量限度は適用しないと述べているに過ぎないからである。

5        市民は、「平時の公衆被ばく線量限度は年間 1 mSv である」という事実、それまで年間 1 mSv を超える被ばくは許されないという規範が存在していたことを知っている。そうであれば、その年間 1 mSv を超える地域から避難することに合理性が認められることは余りにも当然のことである。

10    第 5    具体的な当てはめ段階における LNT モデルの考え方、ICRP 勧告や公衆被ばく線量限度についての誤解

京都地裁判決を原判決とする大阪高裁判決（2024 年 12 月 18 日、甲 A 48）は、避難指示の出されていない地域からの避難の合理性・相当性を判断するにあたり、ICRP の勧告内容や、計画的被ばく状況時における公衆被ばく線量  
15    限度年間 1 mSv がどのように位置づけられるかにつき、以下のように判断した。

ICRP の勧告内容にてらしても、1 mSv/y を超える放射線被ばくをもって、直ちに避難の相当性が認められるとはいえず、避難指示等対象区域外からの避難に相当性を肯定するためには、避難元における空間放射線量だけではなく、本件原発からの距離等前記の諸事情を考慮して、放射線による被ばくに対する相当程度の恐怖や不安  
20    を抱いたことに相当の理由があり、自主的避難を行ったことについてやむを得ない事由があるといえるか否かの観点から検討することを要する(53 頁)。

一審原告らが主張する公衆被ばく限度 1 mSv/y は、……平時の管理基準として設けられているものにすぎず、それら自体が、健康への影響を与えるか否かの基準  
25    として定められたものではない。したがって、一審原告らの避難元において、空間放

射線量が1mSv/yを上回ることがあったとしても、そのことから、直ちに一審原告らに放射線の影響を与える恐れがあるとはいえず、これをもって、一審原告らの法的利益の侵害の有無を判断することはできない(49 頁)。

大阪高裁判決の上記判断は明らかに誤っている。

5 原告らは、「これをもって」法的利益の侵害を認定せよと主張しているのではない。避難の合理性・相当性を判断するうえで重要な事実だと述べているのである。

10 しかも、大阪高裁判決は、「空間放射線量が 1 mSv/ y」が、わが国の法規範としてどのように位置づけられていたのか、避難（継続）の合理性を判断する際にどのように考慮されるべきなのかについて全く検討していない。

更に「公衆被ばく限度 1 mSv/ y は、……平時の管理基準として設けられているものにすぎず、それら自体が、健康への影響を与えるか否かの基準として定められたものではない」から、避難の合理性を判断するうえでは関係がないと判断しているのであれば、明らかに誤りである。

15 「平時の管理基準として設けられている」ということは、通常の市民生活を送っている場合にはその基準が妥当するということである。

20 「平時」に限られているのは、原発事故時にはそれ以上の放射線（量）が降り注いでいる地域があり、深刻な地域からまず対策を講じなければならない為、平時の管理基準が妥当しないとされているからに過ぎない。そうであるにも拘らず、その意味を正確に理解せず、「平時の管理基準として設けられているものにすぎ」ないとして、平時の生活を望む市民が、「平時の管理基準」を根拠として、平時の管理ができない地域から避難することの合理性について何ら判断しないということは極めて不当である。

25 しかも、既に指摘したとおり、仙台高裁判決（甲 A 3 6）では以下のように判断している。

本件事故当時、公衆被曝限度を直接定める法令は存在しなかったが、上記のとおり、周辺監視区域外の線量が1mSv/y 以下となるような放射線源を管理することが求められていたことからすると、実質的には、1990年勧告の定めるとおり、1mSv/y を超える公衆の被曝は許容されていなかったものといえる(309 頁)。

5 大阪高裁判決が、原発事故発生時点での国内法規範を完全に無視し、仙台高裁の判断と著しく異なっていることは明らかである。

また、大阪高裁判決には、全体を通して「これにより直ちに人の健康に影響を及ぼすという趣旨のものではない」という文章が多々登場するが、低線量被ばくの健康への影響・リスク、科学的知見の到達程度、いまなお未解明部分が存在すること、統計的有意が認められなくても放射線弱者・個人差が存することを踏まえて ICRP が平時の公衆被ばく線量限度を年間 1 ミリシーベルトとしたこと等の事実を無視している。ICRP がそれらの事情も踏まえ（健康への影響を否定できないことから）平時の公衆被ばく線量限度を年間 1 ミリシーベルトと定めたことについての理解が全くないのである。

10 15 なお、この点に関連して、大阪高裁判決は、LNTモデルについて、以下のよう  
に評価している。

ICRPも、LNTモデルを採用しつつ、1mSv/y以下の放射線被ばくについて、健康に影響があるという生物学的、疫学的知見はなお実証されたものではないと考  
えているものといえる(50 頁)。

20 しかし、この評価も、近時LNTモデルが統計的有意差をもって明らかにされて  
きている事実を無視するものであり、このことは、これまでの書面において詳  
論してきた。しかも、「実証されたものではない」から避難の合理性も当然認め  
られないという立場に立つものであって、科学的知見の到達点と社会的評価とし  
ての避難の合理性を混同するものであり、極めて不当である。

25

## 第6 科学的知見の過剰評価

### 1 名古屋高裁判決（2023年11月22日、甲A49）

名古屋地裁判決を原判決とする名古屋高裁判決（2023年11月22日）は、以下の通り判断している。

5           **少なくとも100mSvを超えない限り、がん発症のリスクが高まるとの確立した知見は得られておらず、ICRPの勧告等で述べられているLNTモデルも、あくまで科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものにすぎないことが明言されている。**

10           ICRPの勧告において、公衆被ばくに対する線量限度年1mSvについては、本件事故の発生後のような緊急時被ばく状況においては適用されず、緊急時被ばく状況における参考レベルは予測線量20mSvから100mSvまでの範囲にあるものとし、また、事故による汚染が残存する現存被ばく状況においては、年間1mSvから20mSvまでの範囲に設定すべきであるとしている。

15           **これらの科学的知見に照らすと、一審原告らの主張立証を考慮しても、年間20mSvを下回る被ばくが健康被害に与えると認めることは困難であるといわざるを得ない(372頁)**

この判決も、本件事故と避難との相当因果関係が認められるか否かを判断するにあたり、科学的知見に基づいて危険性が認められるか（立証されているか）どうかを基準としており、判断を誤っている。

20           避難について、本件事故との相当因果関係が認められるか否かは、科学的知見の内容から判断されるものではなく、それらも踏まえて定められた法的、社会的規範をもって判断されるべきである。

名古屋高裁判決自身が、「避難及び避難生活に関する個別の事情」を考慮し、避難及び避難継続の必要性を判断すべきであると言いながら、結局は科学的知見  
25           に基づき、避難の相当性を判断しており、矛盾している。

再三述べているとおり、本件事故以前から、国内法において実質的に1mSv/y

を超える公衆の被ばくが許容されていなかったことは、本件事故と避難との相当因果関係を考えるにあたっては、極めて重要な事実である。

また、避難にあたり、放射線被ばくによる人体への影響について、不確かな情報がある場合、安全サイドにたった考え方をするのは、社会通念上からみて相当な判断である。

これらの事情こそが、本件事故と避難との相当因果関係において考慮されるべき要素であり、年間1 mSv を超える線量が測定された地域から避難することが相当であることを認める根拠となる事情である。

更に、名古屋高裁判決は、「ICRP の勧告において、公衆被ばくに対する線量限度年1 mSv については、本件事故の発生後のような緊急時被ばく状況においては適用されず、緊急時被ばく状況における参考レベルは予測線量年間20 mSv から100 mSv までの範囲にあるものとし、また、事故による汚染が残存する現存被ばく状況においては、年間1 mSv から20 mSv までの範囲に設定すべきであるとしている。」と述べているが、これも既に再三述べているとおり、「適用されず」の意味を正確に理解していないし、科学的知見から見た安全性という意味でも論理破綻している。

## 2 神戸地裁判決（2024年3月21日、甲A47）

神戸地裁判決（2024年3月21日）は、既に述べたとおり、「我が国の法令上は、公衆被ばく線量限度として実効線量年間1 mSv の基準が取り入れられている」と認定している。

しかし、そうであるにも拘らず、規範として1 mSv を超えることが「禁止されている」「許容されていない」とまでは評価していない。

**年間実効線量1mSV を超える被ばくが有害な健康影響を生じさせることが事実であるとして一般に認識されていたとは解しがたい。そうすると1mSv を超える線量が測定される地域については避難継続の相当性が認められるとする原告らの主張は採**

用することが出来ない(193 頁)。

原告らは、国連特別報告書や国際自由権規約委員会総括所見からすれば、原告らの避難及び避難の継続には社会的相当性があると主張する。しかし、…国際的な合意に基づく科学的な知見によれば、放射線による発がんのリスクは、100 ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまう程小さい……各報告書は、いずれも何らかの科学的根拠を明らかにした上で  
5  
10  
15  
20  
25  
の見解ではない…から上記認定を排斥するものではない(194 頁)。

神戸地裁判決は、避難の合理性の有無を検討するという場面において、科学的知見が立証されているかどうかという議論を持ち出し、立証されていない（疫学研究において統計的有意差が示されていない）から避難の合理性はないとするものであるが、論理的整合性を有しない。

神戸地裁判決は、自ら、科学的知見のみで判断するものではないという規範を立てながら、結局、科学的知見一本で判断していると言わざるを得ない。しかも、低線量被ばくの健康影響が立証されているか、統計的有意が認められているかどうかで判断している。

国連の各報告書は、かような状況では避難する権利があるというアプローチをしているのであり、それは、低線量被ばくの健康影響についての科学的知見の到達程度、未解明の部分があるという状況を踏まえてのものである。そして、その観点からこそ避難の合理性という社会規範的評価はなされなければならない。

しかし、神戸地裁判決はそのような検討を行っていないのである。

### 3 福岡地裁判決（2020年6月24日、甲A50）

福岡地裁判決（2020年6月24日）は、ICRP勧告の「被ばくによる健康被害の考え方」の認定の中で、以下の通り、判断している。

放射線被ばくによる健康への有害な影響は、確定的影響と確率的影響に分類さ

れるところ、約100mSvを下回る低線量域では、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定(LNTモデル)に根拠を置くこととし、LNTモデルは、低線量放射線被ばく

5      ルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素であるとする一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうになく、低線量における健康影響は不確実である。(184頁)

10      ICRPは、低線量被ばくについては科学的に未解明な点が多いことを前提としつつ、放射線防御という観点からすれば安全側に立って考える必要があるとして、LNTモデルを採用しているのもであって、科学的に実証されている知見としてLNTモデルを採用しているものではない。(217頁)。

15      年間10mSvを下回るような低線量被ばくにより健康影響が生ずる可能性は極めて低いと言わざるを得ず、前述の社会通念に照らしても、「本件事故由来の放射性物質によりわずかでも被ばくする可能性」があれば直ちに避難の相当性を認めるべきであるとする原告らの主張は、採用することができない。(220頁)。

本判決が、「年間10mSv」の基準を突然持ち出している根拠は不明である。

20      しかも、先にも述べたとおり、区域外からの避難の合理性を判断するにあたっては、科学的知見の到達点のみならず、それを踏まえて定められた法規範（社会通念）が重要である。この点で、ICRP1990年勧告が定める年間1mSvを超える公衆の被ばくは、緊急時でも平時でも、個々の市民にとって「これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量」なのであり、ICRP2007年勧告においても、個々の市民にとって容認

25      できないレベルの線量は緩和されてはいない。これらICRP勧告が、科学的理論に裏付けられたLNTモデルに基づくものであり、生物学的・疫学的知見によ

り実証されていることは、すでに提出済みの原告準備書面26、同30等で詳述したとおりであり、本件事故当時、年間1mSvを超える公衆被曝は許容されていないという法規範（社会通念）が存在していた。

したがって、年間10mSv以下の空間放射線量について「健康影響なし」と判断することは、根拠のない不合理な判断というほかない。

## 第7 原発事故発生直後の避難の合理性

原発事故発生直後の避難の合理性については、各地判決もおおむね認める判断を行っている。

### 1 仙台高裁判決（2021年1月26日、甲A51）

福島地裁判決を原判決とする仙台高裁判決（2021年1月26日）は、被告東京電力が、自主的避難等対象区域においては、平成23年4月22日以降の環境放射能や健康調査の結果が事故後に定めた放射線防護の基準に照らせば相当低い水準にとどまり、地域住民の社会生活が比較的平穏に営まれ、正常な社会生活が営まれていたと主張したことに対し、以下の通り判示し、東京電力の主張を排斥した。

原告らは、いずれも放射能に対する専門的知見を有するものではなく、本件事故により、突然、放射性物質で汚染された地域での居住を強いられるという異常事態に遭遇した。このことに着目すれば、低線量被曝が健康に与える影響が少ないという見解が紹介されたことや、年間20mSvの放射線被曝を基準として、避難区域が再編されたという事実経過があったからといって、そのことによって、本件事故からわずか約40日後にすぎない平成23年4月22日において、低線量被曝が健康に悪影響を与えないという見解が自主的避難者等対象区域の住民に何の疑問もなく受け入れられ、放射能に対する恐怖や不安が解消したと考えることは妥当でない。（31、32頁）。

## 2 東京高裁判決（2023年12月26日、甲A52）

また、東京地裁判決を原判決とする東京高裁判決（2023年12月26日）は、以下の通り判断している。

本件事故直後には、本件事故による放射能汚染の影響やその範囲に関する十分な  
5 情報が得られない中で、本件事故が収束せず進展することによって放射線被ばくを受  
けることの恐怖や不安を抱くことはやむを得ないものといえ、かかる状況の下におい  
て、放射線被ばくによる健康への危険を回避するために居住地から避難をすること  
は、通常人の行動として合理的であるといえる。…したがって、本件事故と自主的避難  
等対象区域からの避難開始との間には、相当因果関係が認められるというべきである  
10 (53～54頁)。

この判断自体は至極妥当である。

しかし、これは、本件事故発生直後の十分な情報が得られていない中での避難  
に関する合理性、相当因果関係の判断である。

そして、ここでは、法規範をどのように位置付けるべきかについては全く触れ  
15 られていない。

しかも、先に述べたとおり、上記東京高裁判決は、避難継続の相当性の判断に  
おいて、法規範を黙殺し、避難者に対して低線量被ばくの具体的危険性の立証を  
求める判断手法を採った。本件事故発生直後においては「十分な情報が得られな  
い」という情報不存在を前提とした法的評価をする一方で、「法規範」という情  
20 報が存在する場合の法的評価を避けており、その態度には一貫性がない。

## 第8 一定期間後の避難及び避難継続の合理性・終期に関する判断

最後に、避難の合理性が一定範囲で認められるとして、その合理性がいつまで  
認められるのか、事故直後から大量に提供される情報をどのように評価すべきか  
25 について、各地判決がどのように判断しているのかについて検討する。

### 1 提供された情報について

福島地裁判決を原判決とする仙台高裁判決（２０２０年９月３０日、甲Ａ３６）は、「情報提供」に関し、以下の通り述べている。

原子力発電所は安全であると喧伝してきた一審被告東電や電力会社側の情報や、同じく原子力発電所の安全性を担保し適切に監督してきたはずの一審被告国が主導した情報等が公表されたとしても、未曾有の事故に巻き込まれた状況で何を信用して良いか分からない心境であったと推認される大多数の一審原告らにおいて、それらの情報の中から冷静に低線量被曝に係る正確な情報を取捨選択してこれを的確に把握することは、少なくとも本件事故後の相当の期間は困難を極める状況であった(468頁)。

仙台高裁判決が「それらの情報の中から冷静に低線量被曝に係る正確な情報を取捨選択してこれを的確に把握すること」は、「少なくとも本件事故後の相当の期間は困難を極める状況であった。」と述べる部分については、「冷静に低線量被曝に係る正確な情報を取捨選択」すれば、避難するという決断はしない筈だという意味を含んでおり（そのような仙台高裁の立場を示しており）、正当とは言えない。

既に、本訴訟で繰り返し述べてきたとおり、避難の合理性は、低線量被ばくによる健康被害が科学的に立証されているか（統計学的有意差をもって立証されているか）どうかという視点から判断されるべきものではない。

そもそも「低線量被ばくに係る正確な情報」の意味自体が曖昧であるが、原発事故時点においては

本件事故当時、公衆被曝限度を直接定める法令は存在しなかったが、上記のとおり、周辺監視区域外の線量が1mSv/y 以下となるような放射線源を管理することが求められていたことからすると、実質的には、1990年勧告の定めるとおり、1 mSv/y を超える公衆の被曝は許容されていなかったものといえる(2022

## 年 9 月 30 日仙台高裁判決(甲 A51)309 頁)

のであって、これも「低線量被ばくに係る正確な情報」のひとつである。

しかも、原発事故後、低線量被ばくであると言っても、放射線に対する感受性が、年齢だけでなく、個々人において格差があり（しかも、その点について本人自身も分からないことが多く）、低線量でも影響を生じさせる者がいる（それが統計的有意差を示さなくても、被害を生じさせる者はいる）、しかも、低線量被ばくに安全な閾値はないという LNT モデルが単なる仮説ではなく、統計的有意さをもって支持する論文が増えているという事実も「低線量被ばくに係る正確な情報」のひとつである。

そうであれば、あたかも「低線量被ばくに係る正確な情報」を認識すれば避難などしない筈だ、避難の合理性は否定される筈だという仙台高裁の立場自体は不当である。

## 2 一定期間後の避難及び避難継続の合理性について

### (1) 東京高裁判決（2023年12月26日、甲 A52）

東京地裁判決を原判決とする東京高裁判決（2023年12月26日）は、避難継続の相当性判断において、以下の通り判断した。

一審被告東電及び原災本部は、平成23年12月16日、本件原発の原子炉が冷温停止状態に達したと判断し、ステップ2の目標（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）の達成と完了を確認し、これを受けて同日内閣総理大臣が本件事故そのものは収束した旨を宣言し、これにより、通常人の感覚に照らし、本件事故が以後進展することへの不安等は概ね解消されたといえることができることからすれば、自主的避難等対象区域からの避難の合理性が認められる終期は、特段の事情のない限り、同年12月末までと認めるのが相当である(54～55頁)。

即ち、避難継続の相当性の終期を2011年12月末までと判断したのである（ただし、18歳未満の子ども及び妊婦、その同伴家族については、2012年8月末までとした。）。

5           このように、上記東京高裁判決は、「通常人の感覚に照らし、本件事故が以後進展することへの不安等は概ね解消された」として、通常人の感覚を基準とする相当性判断の中心的要素を、本件事故の「進展」に対する不安と捉えた。

10           しかし、「通常人の感覚」というのであれば、「1mSv/yを超える公衆の被曝は許容しない」という法規範がある以上、当該法規範を相当性判断においてどのように位置づけるべきかを検討することは、社会通念に従った法的評価として不可欠な判断要素であるというべきである。そして、法規範の許容しない被ばくを避けようとする、「予防原則」に沿った判断を行うことは、「通常人の感覚」に照らして至極合理的なものである。

15           しかし、上記東京高裁判決は、相当性の判断プロセスにおいて、法規範の存在に言及することなく、これを黙殺した。

20           また、上記東京高裁判決は、法規範の存在を黙殺し、低線量被ばくの危険性立証を避難者に求める姿勢まで示している。

**LNTモデルは科学的に実証されたものではなく、公衆衛生上の安全側に立った判断としてICRPで採用されているものである。**

25           **国際的に合意された科学的知見によれば、年間20mSvの被ばくについてのリスクは、他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足等)によるリスクと比べても十分低い水準にあることが明らかにされている。**

30           **低線量被ばくの危険性があることを前提としても、程度によっては回避行動が常に法的な相当性を有すると解することはできず、客観的な危険性の内容や程度を勘案して、当該回避行動が損害賠償の対象となるほどの相当性を有するものかを判断すべきである(56頁)。**

35           かように認定したうえで、上記東京高裁判決は、2011年12月の時点に

5 おいて原告避難元付近の空間線量率が0.10～1.2  $\mu$ Sv（年間1mSv未満～約5mSv）であることを認定し、「平成23年12月末（子ども及び妊婦については平成24年8月末）を超えて避難を継続することの合理性を基礎付けるほどに具体的な危険性があるとはいえず、他に一審原告らにおいて、平成24年1月以降（子ども及び妊婦については同年9月以降）に避難元住所で生活することによって、低線量被ばくの具体的な危険性があることを認めるに足りる証拠はない。」として（56～57頁）、低線量被ばくの具体的危険性の立証を避難者に要求したのである。

10 上記東京高裁判決が「通常人の感覚」に基づいて相当性判断をするというのであれば、「低線量被ばくの危険性があることを前提としても、また、程度によっては回避行動が常に法的な相当性を有すると解することはできず」とするとしても、その法的な相当性にあって、「1mSv/yを超える公衆の被曝は許容しない」という法規範が検討されなければならないはずである。法治国家において、法の存在を無視した「通常人の感覚」などあり得ないからである。

15 しかし、東京高裁判決は、法規範の存在を無視し、それどころか、法の許容する線量を超える低線量被ばくに危険性があることの科学的立証を避難者に求めており、その姿勢は厳しく非難されなければならない。

## (2) 名古屋高裁判決（2023年11月22日、甲A49）

20 名古屋地裁判決を原判決とする上記名古屋高裁判決（2023年11月22日）は、「本件事故との相当因果関係が認められる避難生活は、避難継続の社会通念上の必要性が認められる期間に限られる」とし、避難継続の必要性の判断について、以下の通り述べた。

25 **本件事故に関する情報の入手が本件事故直後ほど困難ではなくなってきたと考えられること、本件事故と本件地震が相まっての社会全体の混乱も月日の経過とともに収束する傾向にあったといえることからすれば、ある程度客観的**

に行う必要があり、基本的には、本件事故当時の住所地についての区域設定の状況並びに本件事故以降の環境放射能の推移、避難者数の推移、除染状況、内部被ばく検査の結果及び社会経済活動の再開状況等を見た上で、ある時点で住所地に帰還することに支障がなくなったと判断される時点までの避難生活を限度に、本件事故との相当因果関係を認めるべきである(370頁)。

名古屋高裁判決は、本件事故から時間が経過すれば、情報の収集も可能になるから、避難継続の必要性について、ある程度客観的に行う必要があるとしている。

しかし、名古屋高裁判決が、客観的に判断するにあたり考慮する事情として  
10 列挙する事情は極めて限定されたものであり、これだけをもとに避難継続の必要性を判断すべきではない。

避難継続の必要性、相当性の判断にあたっては、住民らが危険性を感じて避難することに合理性があるかどうかで判断すべきである。

また、考慮要素として「避難者数の推移」も挙げられているが、本書面の最初で指摘したとおり、避難継続の必要性、相当性の判断にあたり、避難者の数は関係ない。この点は、前橋地裁判決等でも認められており、その判断は高  
15 裁、最高裁でも維持されている。

また、「社会経済活動の再開状況」も、避難継続の必要性、相当性を判断する際には関係がない。社会経済活動が再開していたとしても、それは個々の住民が安全だと感じる根拠にはならない。  
20

「区域設定」や「内部被ばく検査」に問題があることについても、これまで主張してきたとおりである。

そもそも、一審原告ら（避難者）は、名古屋高裁判決において列挙している事情だけではなく、「放射線被ばくが身体に与える影響について完全に解明されているわけではない」という事実にも接する。また、放射線被ばくには個体  
25 差が大きく、放射線弱者がいるという知見も次々と明らかになっており、L N

Tモデルについても、ますますそのモデルの信頼性が高まっているという情報にも接する。

更に、原発事故発生前に、国内法において、「実質的には、1990年勧告の定めるとおり、1 mSv/y を超える公衆の被ばくは許容されていなかった」という事実が厳然として存在するのであり、一審原告ら（避難者）は、これらの情報にも接した上で、避難継続の必要性の判断を行うのである。

よって、避難継続について、本件事故との相当因果関係が認められるかについては、これらの事情も考慮して判断されなければならない。

### (3) 仙台高裁判決（2020年9月30日、甲A36）

福島地裁判決を原判決とする仙台高裁判決（2020年9月30日）は、避難の合理性が認められる「終期」に関し、以下のように判断している。

**被告東電のいう、低線量被曝の健康リスクの有無が広く周知され、自主的避難等対象区域旧居住者らが自らが置かれている状況が認識し得る状況に至るには、本件事故から最低でも1年は必要であったというべきであるから、上記判示に係る平成24年2月という終期の判断を覆さない(468 頁)。**

再三指摘しているとおおり、「低線量被ばくの健康リスク」に関する「正確な情報」が何を指すのかが最も重要であるところ、仙台高裁は、ただ、「危険性が立証されていない」という被告東京電力の主張のみをもって判断していると言わざるを得ない。

しかし、既に述べたとおり、「低線量被ばくの健康リスク」に関する「正確な情報」のなかには、「統計的有意差を示しにくい、その存在が認められている放射線弱者という者が存在する」という情報も含まれている。更に、LNTモデルが統計的有意さをもって近時裏付けられてきているという情報も存在する。なによりも、原発事故発生時までは、「実質的には、1990年勧告の定

めるとおり、1 mSv/y を超える公衆の被曝は許容されていなかった」という事実も「低線量被ばくの健康リスク」に関する「正確な情報」である。

したがって、「健康リスクの有無が広く周知され」れば避難（継続）の相当性が失われるという仙台高裁の立論は著しく不当である。

5           なお、他地域の原発避難者訴訟の判決の多くは、2011年（平成23年）12月になされた「収束宣言」をもって避難の合理性が失われるかのように認定している。

しかし、この点に関して、同判決は以下のように認定している。

10           **本来は圧力容器内の水温を正確に計測し放射性物質の放出を管理することが**  
**15           できる状態が「冷温停止」の定義であるところ、上記収束宣言では「冷温停止状態」という独自の言葉を用いていること、国会に設置された東京電力福島原子力発電事故調査委員会は、12月18日、福島第一原発などを視察した上、同委員会委員長が、記者会見で、収束宣言について「納得がいかない。国民と受け止め方にギャップがあるのではないか」「何をもって完了と判断したのか疑問だ」などと発言したこと、原子力安全委員会の当時の班目委員長が、同月19日の記者会見で、収束宣言は「安全宣言」とは異なることを強調するなどしたことなどから、収束宣言に疑問符も多く出される状況が続き、平成24年1月13日には、収束宣言をした当時の野田総理大臣自らが「事故を収束させ、新たな戦いに向かってさまざまな取り組みを強化する」と収束宣言を軌道修正する事態となった。本件事故から9年近くが経った現在においてもなお1～3号機の燃料デブリを取り出す目途さえ決まらない状況である（250～251頁）。**

20           仙台高裁判決が認定した上記事実は、まさに、当時の状況を正確に事実認定するものである。そうであれば、2011年12月はおろか、2020年に至  
25           っても燃料デブリを取り出す目途が決まっていなかで、避難を続けることに合理性が認められるのは当然だと言うべきである。

(4) 大阪高裁判決（2024年12月18日）

なお、京都地裁判決を原判決とする大阪高裁判決（2024年12月18日）は、いつまで避難の合理性が認められるかについて、以下の通り判断した。

5                   平成23年12月16日、本件原発について……「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」という「ステップ2」の目標達成と完了を確認し、本件事故そのものは収束に至ったと判断していること、同月26日には、原子力災害対策本部が、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定して避難指示区域等を再編する方針を示していたこと、その頃までには  
10                   各地の空間放射線量が相当程度低下していたこと、福島県から京都府への避難者数は、平成24年1月4日までに918人であり、その後は緩やかに増加しているものの、その後1年間で146名が増加しているにすぎないことなどに鑑みると、避難の相当性が認められるのは、原則として、平成23年12月31日までに開始された避難とするのが相当であり、これを経過した後に開始された場合は、合理性がある避難と評価することは困難である(48頁)

20                   避難継続の相当性が認められるべき期間…を一律に定めることは相当でないが、避難後の生活の安定のためには相当程度の時間を要すること、帰還の判断も容易ではないことを考慮すると、おおむね避難の開始から2年間程度を目安とするのが相当である(66頁)。

大阪高裁判決が、平成23年12月31日までに開始された避難に限って避難の合理性・相当性を認めている点は著しく不当である。

大阪高裁判決が、かように避難の合理性が認められる「避難開始時期」を平

成 23 年 12 月 31 日とした根拠は、先に記載した通りであるが、まず収束宣言については専門家からも厳しい批判がなされていたことを無視しているし、区域の再編を行う方針を示していたことが何故避難の合理性を否定する根拠になるのか、全く論理的ではない。

5           更に、その頃までには各地の空間放射線量が相当程度低下していたと言っても、年間 1 mSv を超える地域も多く残っていたのであって、「相当程度低下していた」という事実を重視することは出来ない（そもそも「相当程度」という言葉自体、曖昧である）。

10           更に避難者数については、緩やかにではあれ「増加している」のであり、その後も減少していない（1 年間で 146 名が増加している）。そうであるにも拘らず、その事実を避難の合理性が失われる根拠としていることは非論理的である。

但し、大阪高裁判決は、平成 23 年 12 月 31 日をもって避難の合理性が失われると判断しているのではない。

15           平成 23 年 12 月 31 日までに避難を開始すれば、開始した時から 2 年間は避難の合理性が認められると判断しており、他の判決の多くが、子どもや妊婦などの放射線弱者を除いて、避難の合理性自体を平成 23 年 12 月 31 日までと狭く捉えているのに比べて避難の合理性を認める期間を広げている。

20           大阪高裁判決が、他の判決に比べて「避難」の実態を理解していることは、十分ではないにせよ評価できる。

## 第 9 まとめ

25           多くの判決は、『原告ごとに、おかれた具体的・客観的な状況及び個別的事情を踏まえ、避難することが、一般人から見てもやむを得ないものであり、社会通念上、相当といえる場合には、本件事故と当該第 1 審原告の転居を伴う避難との間には相当因果関係があると認めるのが相当』（神戸地裁判決（甲 A 47）の要

約。多くの判決が同様の趣旨を述べている）という、一見、至極もつともな、争いようのない基準ではあるが、具体的には意味のある規範にはならない総論を述べている。

そこで言う『社会通念』を何をもって判断するのが最も重要であるにも拘らず、殆どの判決は、原発事故が発生した時点で既に存在していた放射線被ばくに関する法規範の存在には触れず、仮に仙台高裁判決（甲A36）のように、前提事実として触れたとしても、避難の合理性を判断するうえで同事実を考慮しないのである。

そして、公衆の年間被ばく線量限度である 1 mSv の基準については、

**一審原告らが主張する公衆被ばく限度1mSv/yは、……平時の管理基準として設けられているものにすぎず、それら自体が、健康への影響を与えるか否かの基準として定められたものではない。(2024 年 12 月 18 日大阪高裁判決 49 頁)。**

**ICRPも、LNTモデルを採用しつつ、1mSv/y以下の放射線被ばくについて、**

**健康に影響があるという生物学的、疫学的知見はなお実証されたものではないと考えているものといえる(2024 年 12 月 18 日大阪高裁判決 50 頁)。**

等と判示しており、他の判決でも同様の論理を展開している。

即ち、健康影響の立証までは必要はないと言いながら、結局、年間で 100 ミリシーベルトを下回る場合には健康影響が明らかではない、健康に影響があるという生物学的、疫学的知見はなお実証されたものではないから、年間で 1 ミリシーベルトを超える放射線被ばくが予想される地域であっても、直ちに避難の相当性が認められるとは言えない、としているのである（なお、近時 LNT モデルの考え方が、多くの研究によって実証され一層科学的なものとして認められてきていることについては既に何度も述べてきているので、ここでは繰り返さない）。

しかし、この論理は、厳密な意味での科学的立証（しかも統計学的有意差、有

意性の有無)の問題と、社会通念から避難の相当性を判断するという相当性判断の枠組みの問題が恣意的に混同させられているもので、なぜ、年間で1ミリシーベルト以上の被ばくを許容しないと定められたのかについては、何ら検討しないものである。

5           そもそも、原賠審も述べているように、自主的避難者の議論では、科学的な放射線量の危険性というものが議論の基礎にあるので科学的な基準の議論に陥りがちではあるが、本当に議論すべきは、科学的に安全かどうか、それが厳密な意味で完全に実証されているか否か、ではない。科学的に不明確な部分がある、未解明の部分があり、限界があることも踏まえ、安全に関する『基準』が（事故当  
10 時）どう定められていたかが重要なのである。

そうであれば、

**本件事故当時、公衆被曝限度を直接定める法令は存在しなかったが、上記のとおり、周辺監視区域外の線量が1mSv/y 以下となるような放射線源を管理することが求められていたことからすると、実質的には、1990年勧告の定めるとおり、1mSv/y  
15 を超える公衆の被曝は許容されていなかったものといえる(2020 年 9 月 30 日仙台高裁判決(甲 A36)309 頁)。**

という事実こそが重要である。

裁判所におかれては、この点について十分考慮されるよう、求めるものである。

20 以上